

災害時における災害応急復旧業務に関する協定

富良野市(以下「甲」という、)と富良野建設業協会(以下「乙」という、)とは、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、富良野市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という、)に、その災害応急復旧に関して必要な車両、建設機械、資材、労力等(以下「建設資機材等」という、)の確保について、甲が乙に協力を要請する手続を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が富良野市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 災害時において建設資機材等を必要とするときは、甲は乙に対して建設資機材等の協力を要請することができる。

(要請の方法等)

第4条 前条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(業務の実施報告)

第5条 乙は、業務が完了したときは、建設機械の種類、作業開始・終了時間、資材及び労務人数等を速やかに書面により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により乙が建設資機材等の協力を要した経費については、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 前条に規定する経費は、乙の建設資機材等活動実績に基づき作成した請求書等により請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があったときは、富良野市の規定に基づき速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報の提供)

第10条 乙は、災害応急復旧業務活動中に覚知した被害状況等の情報を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、必要な細部手続き及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成9年3月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年2月10日

甲 富良野市 富良野市長

乙 富良野建設業協会長
道北電気工事業協同組合富良野支部長
富良野管工事業協同組合長
社団法人 北海道建築士会富良野支部長